

# 医協ニュース

## 第6号

### ■今回のトピックス

### TOPIX

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>☐ 医学書籍WEB購買・FAXサービスのご案内</li> <li>☐ 賛助組合員制度のご案内</li> <li>☐ 全医協連第36回通常総会のご報告</li> <li>☐ 活動報告(各種会議)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>☐ 医協セミナーのご報告(第16回、17回)</li> <li>☐ 平成20年度医協セミナーのご案内</li> <li>☐ 知らないと損する保険の仕組み④</li> <li>※コンサルティングで気付く意外な盲点</li> </ul> |
|--|---|

### 医学書籍WEB購買・FAX購買サービスのご案内

宮城県医師協同組合では全国医師協同組合連合会と連携し、組合員への福利厚生事業の一環として、「医学書籍WEB購買・FAX購買サービス」を行っております。

和書・洋書あらゆる書籍が **組合員価格** さらに **送料完全無料**

和書・洋書のあらゆる書籍が組合員価格で購入いただけます。  
さらに送料無料で書籍をお届けいたします。

### ネットで本を簡単検索・購入

和書200万件・洋書360万件の膨大な情報にアクセス可能。  
最新の書籍情報を検索して、目的の書籍を簡単に購入できます。  
また、ご注文いただいた書籍の入荷状況も画面上からご確認いただけます。絶版・品切れ等の事故情報もメールでご連絡いたします。  
ネット環境がない先生方もFAXでご注文いただけます。(専用注文用紙)

### 宮城県医師協同組合から安心請求

ご注文いただいた書籍代金は、本組合より毎月まとめて、ご請求いたします。

### お申込み方法

- ① 本組合へ「利用申込書」をご請求下さい。
- ② 本組合より「利用申込書」をご送付いたします。
- ③ 「利用申込書」に必要事項をご記入のうえ、本組合宛FAXして下さい。
- ④ ID・パスワード・利用ガイドが郵送されます。
- ⑤ 利用ガイドに記載のURLにアクセスして利用が開始されます。



## 賛助組合員制度のご案内

本組合では、勤務医の先生方にも開業医の先生方と同様のサービスをご利用いただけるよう「賛助会員制度」を設けました。

### 賛助会員制度

- 加入資格 …… 宮城県医師会会員（開業会員以外）
- 入会金 …… 1,000円  
（年会費、賦課金等は一切不要です。また、退会時には入会金をお返しいたします。）
- 申込方法 …… 本組合へ加入申込書をご請求下さい。  
※入会金、購買代金等をお支払いいただくための口座登録が必要です。  
なお、入会金・購買代金の引き去りは業務委託先である宮城県医師会が行います。

### 主なサービスの紹介

- ①医学書籍WEB購買・FAX購買サービス  
和書・洋書あらゆる書籍が組合員価格・送料無料で購入できます。
- ②JMCキャンペーン  
医療機器等が組合員価格でご購入いただけます。

## 全医協連第36回通常総会のご報告

去る平成20年11月1日(土)午後5時より名古屋東急ホテル(名古屋市)において、全国医師協同組合連合会第36回通常総会が開催され、本組合より伊東理事長・嘉数副理事長が出席しました。

#### 【議案】

- 第1号議案 平成19年度事業報告並びに決算書類等の承認を求める件
- 第2号議案 平成20年度事業計画案並びに収支決算案の承認を求める件
- 第3号議案 平成20年度賦課金決定の件
- 第4号議案 平成20年度借入金最高限度額決定の件
- 第5号議案 平成20年度役員報酬決定の件

- **福祉部門3年連続・購買部門初受賞のダブル受賞**
- 総会の席上、宮城県医師協同組合は損害保険代理
- 店事業の実績、購買事業の実績により、福祉部門(3
- 年連続)・購買部門(初)の両部門で表彰されました。



表彰式(左から2番目が伊東理事長)

### 1. 全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成19年度第7回購買部調査研究会 [平成20年8月8日(金)／東京都・全医協連会館]
- (2) 平成20年度第1回購買部調査研究会 [平成20年11月16日(日)／東京都・全医協連会館]

### 2. 東北北海道医師協同組合協議会関係

- (1) 平成20年度定例協議会 [平成20年7月12日(土)／岩手県・ホテル東日本]
- (2) 平成20年度事務研究会 [平成20年8月30日(土)／岩手県・ホテルメトロポリタン盛岡]

## 医協セミナーのご報告

### ●第16回（就業規則の重要性と作成のポイント）

去る平成20年9月11日(木)午後6時30分より「第16回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

今回は人事・労務シリーズ第1弾として「就業規則の重要性と作成のポイント＝就業規則は医療機関を守る!?!＝」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、社会保険労務士の豊嶋正孝氏を招いて開催しました。

当日は36名と多数の皆様にご参加いただき、労使間トラブル防止に向けた就業規則作成の重要性について、実例を交えながらご講演いただきました。



### ●第17回（職員採用と退職のポイント）

去る平成20年10月23日(木)午後6時30分より「第17回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

人事・労務シリーズ第2弾の今回は「職員採用と退職のポイント＝採用と退職を押さえて人事はばっちり＝」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、社会保険労務士の豊嶋正孝氏を招いて開催しました。

当日は37名と多数の皆様にご参加いただき、従業員採用のポイント、退職・解雇のポイントを具体的な事例を交えながらご講演いただきました。



## 平成20年度医協セミナーのご案内

宮城県医師協同組合では、組合員の皆様にお役立ていただくことを目的として、「医業経営セミナー」を開催しております。

平成20年度は「経営」「待遇・マナー」「人事・労務」の3分野をテーマとしたセミナーを開催しております。（第14～18回セミナーは実施済みです。）

日程等の詳細は、宮城県医師協同組合から別途ご案内申し上げます。皆様の参加をお待ちしております。

### ●平成20年度医協セミナー開催予定

回	開催テーマ	開催内容	開催月	開催場所
第19回	【医業経営セミナー】 事業承継のときに考えたい資金繰り対策 ～相続対策は急にはできません～	医療機関は一般的に自己資本比率が高い業種とされています。これは経営状況が良好な証ですが、事業継承や相続を考えると一転して大きな負担となる場合が少なくありません。事業継承や相続時の資金繰り対策は急にはできません。本セミナーでは事業継承や相続の際に発生する費用を研究し、その対策を考えていこうとする試みです。	1月	宮城県 医師会館

## 知らないと損する保険の仕組み④

平成17年7月より「医業経営セミナー」や「保険証券一覧表作成サービス」等で、ご要望のありました先生方に、個別訪問によるコンサルティングサービスを行わせて頂きました。

訪問させて頂きました先生方は70名を超え、相談内容も、税務調査対策や税務(決算)対策、事業承継、相続、接遇、人事労務、保険(生保・損保)等と多岐に及んでおりました。

今回は、多くの先生方に共通の保険(生命・損害)について、ご説明させていただきます。

先生方の保険は、日本医師会で加入の医師賠償責任保険(特約含む)、をはじめ、県医師会で医師賠償責任保険や看護職賠償責任保険、個人情報漏えい保険、医療廃棄物排出者責任保険と賠償保険だけでも多岐にわたっております。さらに、日本医師会の医師年金、県医師会のグループ保険や医療保険、傷害保険、各専門学会の休診補償保険、医師協同組合の休診補償保険や代診費用補償保険、保険医協会のグループ保険や年金保険、国で行っている小規模企業共済や中小企業退職金共済、そして民間の生損保険会社等、勉強できる範囲を超えているのが現状なのです。もちろん保険を比較検討することは至難の業です。

ただ、何年かに一度は保障の交通整理を行うことをお勧めします。なぜかと言いますと、実際にお伺いさせて頂きました先生方の事例でご説明させていただきます。

### 事例1：医療法人で加入の休診補償保険

休診補償保険を医師協同組合で月額100万加入。専門医学会で月額100万加入。月収150万。

○以上の場合、先生が1ヵ月休診しても月額200万の補償はいただけません。給与を補償する保険で給与以上の給付は保障されません。もらえない保険の保険料をかけた事になります。

### 事例2：県医師会の医師賠償責任保険に加入

クリニックの建物に施設賠償付きの火災保険を加入。

○以上の場合ですが、県医師会の医師賠償責任保険には、医療上の事故以外に施設事故の補償があります。施設で事故が起きた場合、賠償補償額以上の給付は受けとれません。2社に加入の必要があるか注意してください。

ここまでは、損害保険での事例でしたが、生命保険での事例もご説明させていただきます。

### 事例3：個人で加入の生命保険

先年、保険の満期がきて、満期金1000万を保険会社に預けている。

○今回の事例の場合、先年、満期がきた時点で、保障が全て完了しております。つまり、加入していた保険には死亡保障や入院時の保障もありましたが、満期の時点で保障がなくなりました。死亡保障や入院の保障がほしい場合は、新たに加入が必要になります。満期金を預けているということは、保険会社に定期積立している事になります。金利がよければ貯金として預けておくのもいいですが、契約者死亡時、生命保険の様な(保険金-500万×法定相続人の人数)相続税法上の控除が使えなくなります。保障として残っているのか預けてあるのかは大きな違いになります。

### 事例4：法人で加入の生命保険

死亡保障1億の保険に加入。負債が1億。

○今回は、院長先生が個人開業時代、開業資金として借入した借入残がまだ1億あるとのことで、法人で経費になるからと、1億の生命保険に加入とのことでした。先生が死亡した場合、1億の保険金は法人に支払われます。この時点で法人は、営業外収益(雑収入)を得た事になり1億の保険金は税金の対象になります。また、法人からは先生の奥様に死亡退職・弔慰金が払われますが、死亡退職金・弔慰金は先生の月収や勤続年数により限度があり自由に出せるものではありません。今回、負債は個人の負債でしたが、法人での負債の為保険に加入する場合も、死亡保険金は税金の対象になり、1億の負債を消すためには1億の保険金では不足ですので注意してください。

以上、お伺いさせて頂きました事例を少しお伝えさせて頂きました。定期的に保険の交通整理をお勧め致します。

(株)リスクマネジメント・ラボラトリー (宮城県医師協同組合業務委託先) 大友 弘信

## お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5 (宮城県医師会館内3階)  
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyo@miyagi.med.or.jp